平成２４年（フ）第１０８号
青森県弘前市大字富栄字浅井名234番地４
債務者　高谷　靖子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５６２号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目３番４―310号　岩栄幸治方
債務者　村上　藍子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７８号
北九州市八幡西区青山２丁目２番20号
債務者　野原　　繁
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１７号
青森県弘前市大字宮地字富田84番地14
債務者　高杉　由美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２３号
青森県弘前市大字大清水４丁目10番地８　メイユールユウ205号
債務者　八木　康祐
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１４４号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1893番地１
債務者　山田　君子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
佐賀市兵庫南３丁目９番833号
債務者　柴田　勝典
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
佐賀県佐賀市開成１丁目５番304―26号
債務者　吉丸　雪子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
北九州市戸畑区菅原４丁目１番６―24号
債務者　篠原　裕一
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９７号
青森市古川２丁目15番10号
債務者　佐藤　治彦
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
青森県五所川原市金木町芦野84番地1146　さくら団地10号棟２号
債務者　豊澤世津子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田448番地１
日神パレステージ三浦海岸304号
債務者　佐藤　田鶴
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８０号
神奈川県逗子市池子２丁目20番４―432号
債務者　辰巳　浩司
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１４号
青森県八戸市下長５丁目３番31―41号　県営住宅
債務者　菅原　一男
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
静岡県富士市今泉3632番地の10
債務者　山本　宏一
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０５９５号
神奈川県横須賀市平作８丁目17―Ｃ―303
債務者　下里　松代（旧姓堀籠）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７０１号
東京都練馬区旭丘１丁目66―２―409
債務者　加賀美　学
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７０９号
東京都杉並区浜田山４丁目29―19　第二つかさ荘
債務者　豊田　麻央
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部